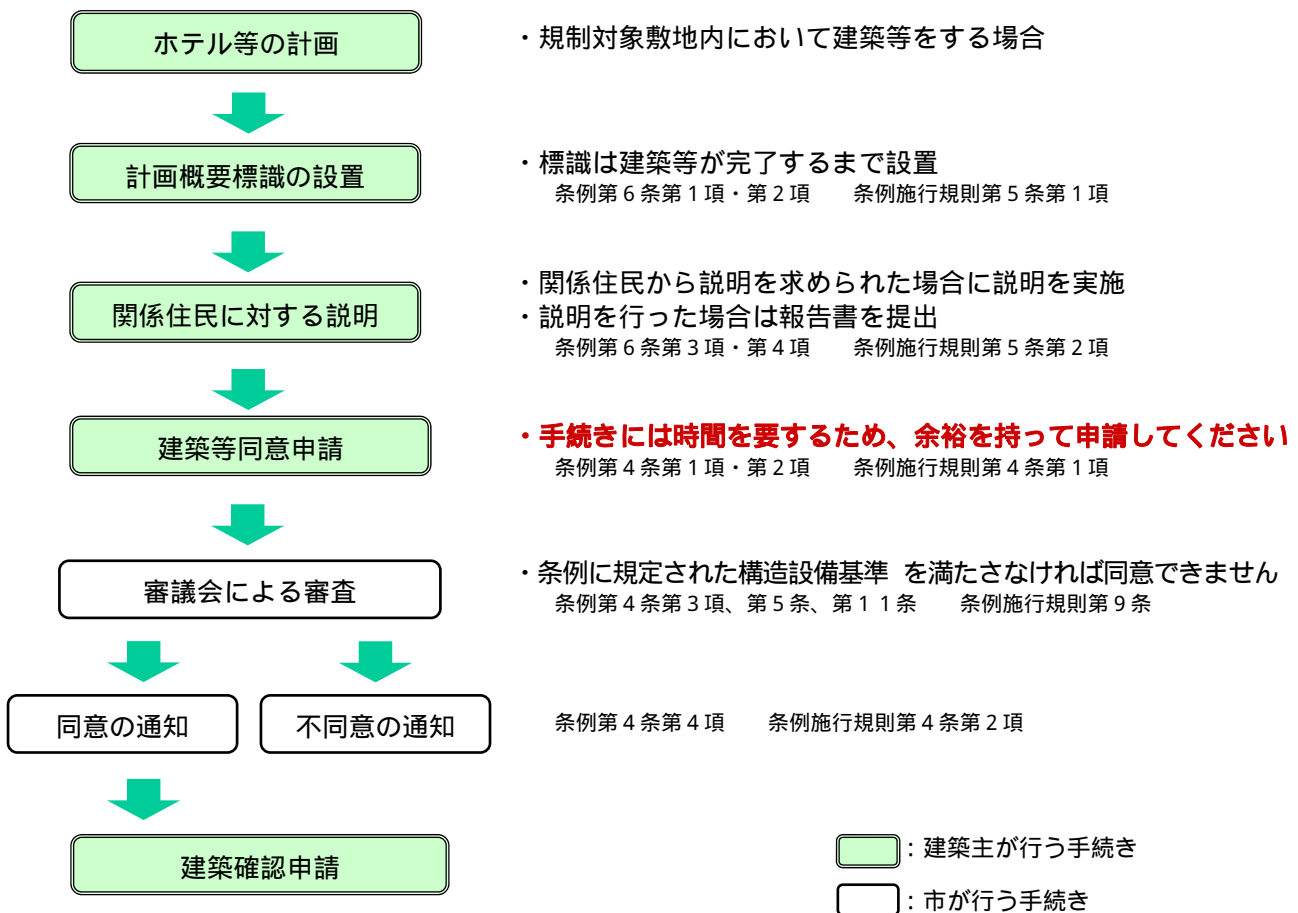


姫路市ホテル等の建築等の適正化に関する条例 における手続きの概要

姫路市では、以下の規制対象敷地において、構造設備基準に適合しないホテル等の建築等（建築・大規模の修繕・大規模の模様替・用途の変更）をしてはいけません。

規制対象敷地において、ホテル等の建築等をしようとする場合、建築確認申請を行う前（当該申請を要しない場合には工事着手前）に市長の同意を得る手続きが必要です。

手続きの流れ



規制対象敷地

- ・ 商業地域以外の地域内に存する敷地
- ・ 商業地域内で、学校、専修学校、各種学校、図書館、児童福祉施設、博物館、博物館に相当する施設、公民館の周囲200mの区域内に存する敷地
- ・ 商業地域内で、姫路市都市景観条例に規定された都市景観形成地区又は風景形成地域に存する敷地
- ・ 商業地域内に存する敷地で、その周囲200mの区域が規則で定める住宅密集地に該当しているもの

住宅密集地：商業地域に近接し、かつ、その区域の大部分が第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域である本市の町の人口密度の平均値と同等又はそれ以上の人口密度がある区域

構造設備基準

| 項目 | 内容 |
|------|---|
| 玄関帳場 | <ul style="list-style-type: none"> 客の出入りを確認できる場所に設けられていること。 カーテン、囲い等によって遮断されておらず、客と直接対面できる構造であること。 |
| ロビー | 玄関帳場に接し、規則で定める床面積を有するロビーが設けられていること。 |
| 食堂 | 規則で定める床面積を有する食堂（調理室を含む。）が設けられていること。ただし、当該ホテル等の立地条件等を勘案して、市長が特に食堂を設ける必要がないと認めるときは、この限りでない。 |
| 駐車場 | 駐車場の出入口に、駐車場内を見通すことができないようにするための遮へい物を設けていないこと。 |
| 廊下 | 駐車施設等から玄関帳場を経由せず、直接個々の客室に出入りできる構造になっていないこと。 |
| 外観 | <p>外観の意匠、形態及び色彩が付近の生活環境を損なわないものであって、規則で定める要件を満たしたものであること。</p> <p>【規則で定める要件】</p> <p>外観の意匠、形態及び色彩は、次に掲げる要件を充たすものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 過度の装飾又は突起物を設けていないこと。 基調となる色は、けばけばしくならないものとし、その範囲は、マンセル色票系において、おおむね次のとおりとすること。 <ul style="list-style-type: none"> R（赤）系又はY R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下であること。 Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下であること。 その他の色相を使用する場合は、彩度2以下であること。 過度の照明設備を設けたものでないこと。 ネオン管が露出しているネオンを用いたものでないこと。 |
| 広告物 | 屋外広告物が付近の生活環境を損なわないものであること。 |

規則で定めるロビー及び食堂の床面積

| 収容人員 | 床面積 | |
|----------|------------|------------|
| | ロビー | 食堂 |
| 30人以下 | 30平方メートル以上 | 30平方メートル以上 |
| 31人から50人 | 40平方メートル以上 | 40平方メートル以上 |
| 51人以上 | 50平方メートル以上 | 50平方メートル以上 |

罰則等

- 市長の同意を得ずに、また虚偽の同意申請によりホテル等の建築等をした場合、当該建築等の中止などの必要な措置をとるよう命令することがあります。（条例第8条）
- 上記の命令に従わないときは、その旨を公表することがあります。また、命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。（条例第9条、第13条）